

都道府県公害審査会の動き

(令和7年5月～9月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
香川県 令和7年（調）第1号	養鶏場からの悪臭被害防止請求事件	R7.7.7
宮崎県 令和7年（調）第1号	工事現場からの騒音・振動に係る損害賠償請求事件	R7.7.10
山梨県 令和7年（調）第2号	食品工場からの悪臭防止請求事件	R7.7.17
神奈川県 令和7年（調）第2号	隣家からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件	R7.7.28
高知県 令和7年（調）第1号	隣家からの悪臭防止請求事件	R7.8.13
埼玉県 令和7年（調）第2号	隣家からの悪臭被害防止請求事件	R7.8.29
石川県 令和7年（調）第1号	工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	R7.9.8
滋賀県 令和7年（調）第1号	ディスカウストアからの騒音および低周波音被害防止請求事件	R7.9.9
香川県 令和7年（調）第2号	養鶏場からの悪臭被害防止請求事件	R7.9.17
神奈川県 令和7年（調）第3号	隣接マンションからの騒音被害防止請求事件	R7.9.25

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
東京都 令和5年（調） 第8号 [洋菓子店からの騒音防止請求事件]	東京都 住民2人	洋菓子 2店	令和6年1月31日受付 （1）被申請人はキュービクル及び冷蔵庫・冷凍庫の室外機からの騒音を申請人が居住する建物内に、午前8時から午後7時まで45dBを超えて、それ以外の時間帯は40dBを超えてそれぞれ到達させてはならない。 （2）被申請人は、上記キュービクルを申請人が居住する建物から10メートル以上隔離すること。 （3）被申請人が上記（1）及び（2）の措置を採らない場合、被申請人は 令和6年6月30日までに上記（1）記載の全設備を撤去すること。	令和7年5月20日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し調停を打ち切り、本件は終結した。
宮城県 令和7年（あ） 第1号 [エアコン室外機からの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件]	宮城県 住民2人	宮城県 住民1人	令和7年3月21日受付 （1）被申請人は、申請人宅住民一人一人に対し謝罪をすること。 （2）被申請人は、本件被申請人住所に設置された空調室	令和7年7月23日 あっせん打ち切り あっせん委員は、書面による意見聴取等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断しあっせんと打ち切り、本件は

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			外機から発生している騒音軽減のため、室外機を迷惑がからない場所に移動するか、もしくはエアコンを使用しないこと。 (3) 被申請人は、申請人宅住民一人一人に対し、損害賠償及び慰謝料を支払うこと。	終結した。
香川県 令和7年(調) 第1号 [養鶏場からの悪臭被害防止請求事件]	特定非営利活動法人	養鶏業者	令和7年7月7日受付 被申請人は、鶏糞から発生する悪臭を抑制すること。	令和7年8月26日 調停申請却下 調停委員会において、本件申請は申請の要件を欠く不適法なものとして却下するとの決定を行い、本事件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和7年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。